

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間

2022年4月1日～2025年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標

期初に付与された年次有給休暇の年間取得率を50%以上とする

〈実施時期・取組内容〉

毎年度ごとに実施。

2022年4月1日～2023年3月31日

2023年4月1日～2024年3月31日

2024年4月1日～2025年3月31日

上記毎年度ごとに実施。

働き方改革関連法により義務付けられた取得日数を上回る目標とし、期初に各自が「個人別年次有給休暇付与計画表」に基づき年間スケジュールをあらかじめ設定することにより、計画年休も含めた年次有給休暇の積極的な取得を推進する。

以上

※2022年1月～12月の有給休暇取得状況

	年間平均 取得日数	取得率
嘱託従業員	13.8日	81.0%
臨時従業員	13.8日	88.8%